

# 亀岡市文化財収蔵庫整備業務 仕様書

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

本業務は、亀岡市所在の埋蔵文化財出土遺物を主とした文化財の長期定な保存・活用を図るため、文化財収蔵施設を設置することを目的とする。

### 第2条(適用)

「亀岡市文化財収蔵庫整備業務 仕様書」(以下、「本仕様書」という。)は、亀岡市(以下、特に断らない限り「発注者」という)が発注する「亀岡市文化財収蔵庫整備業務」(以下、「本業務」という)に適用する。本業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

### 第3条(履行期間)

契約締結日 から 令和5年3月31日 まで

### 第4条(法令等の順守)

本業務は本仕様書によるほか、本業務を受注した者(以下、「受注者」という)は、下記法令等を順守して実施するものとする。

- (1)文化財保護法
- (2)都市計画法
- (3)亀岡市文化財保護条例
- (4)建築基準法
- (5)建築士法
- (6)建設業法
- (7)亀岡市契約規則
- (8)その他関係法令および亀岡市関係条例

### 第5条(中立性の保持)

受注者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。

### 第6条(守秘義務)

受注者は、業務上知り得た目的ならびに内容について、発注者の了承を得ずに他に漏らしてはならない。

### 第7条(公益性確保の義務)

受注者は、業務を行うに当たっては、公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

### 第8条(提出書類)

受注者は、業務の着手にあたり業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承諾を受けるもの

とする。

#### 第9条(主任技術者)

受注者は、主任技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

#### 第10条(建築確認及び検査)

業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務が契約の趣旨に適合しない場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 第11条(資料提供)

本業務に必要な資料のうち、発注者の所有するものは受注者に貸与するが、その取扱いは十分注意すること。また、受注者は、本業務以外に使用してはならない。また、受注者は貸与された資料について、発注者に様式任意の借受書を提出するものとする。また、業務完了後は速やかに発注者に返却するものとする。

#### 第12条(損害の賠償)

受注者は、本業務遂行中に発注者および第三者に損害を与えてはならない。万一損害を与えた場合には、直ちにその状況および内容を発注者に報告し、指示に従うものとする。

## 第2章 業務内容

### 第13条(業務内容)

受注者は、発注者が以下に定める内容に基づき、定められた期日までに業務を行うとともに、業務報告書を作成し納入しなければならない。なお、本業務は、亀岡市教育委員会(文化資料館)指導のもとに実施する。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1)業務委託名称 | 亀岡市文化財収蔵庫整備業務  |
| (2)業務場所   | 亀岡市大井町南金岐谷口<br>※地図 別紙参照  |
| (3)建築物の用途 | 倉庫(文化財収蔵庫)   |
| (4)敷地面積   | 約3,300㎡  |
| (5)建物趣旨   | 亀岡市内出土遺物・民具の適切な保管・管理と、施設の市民への開放による収蔵資料の活用を図る施設                   |
| (6)建築物の概要 | 主要建築物の概要<br>・建築物の構造 鉄骨造<br>・建築物の規模 平屋建て<br>・棟数 1棟<br>・建築面積 約300㎡ |

- (7)業務概要 業務の主な内容は下記のとおり
- ① 建造物の設計業務
  - ② 建造物の整備業務
    - (1)建築整備業務
      - ア 収蔵庫棟 建築面積 約300㎡
        - ・梁下有効 5.00m以下
        - ・最高高さ 7.60m以下
        - ・外壁には ALC 厚型を使用
        - ・準耐火・耐震構造
        - ・所要室 埋蔵文化財遺物の収蔵区域
      - イ 外構整備(舗装整備・排水整備)
    - (2)設備に係る整備業務
      - ア 電気設備に係る整備業務
      - イ 空調衛生設備に係る整備業務  
(空調設備・換気設備)
      - ウ 消火設備に係る整備業務  
(消防法施行令第十条第1項2号による)
      - エ 外構排水に係る整備業務
  - ④ 建造物の建築確認及び関係法令に係る業務
  - ⑤ ①～④に伴う事務作業

#### 第 14 条(委託料上限額)

71,071,000円(消費税及び地方消費税含む)

#### 第 15条(打合せ協議)

- (1) 打合せ協議は、業務着手時ならびに協議会開催時ならび業務完了時に行うものとする。なお、打合せ協議は対面式を基本とするが、諸般の事情により対面式による打合せ協議の実施が困難な場合は、発注者の判断により別途、通信媒体を利用したりリモート協議等に換えることができる。
- (2) 打合せ協議は、上記以外に発注者が必要と判断した場合には随時行うものとするが、その場合、必ずしも対面式でなくても良い。
- (3) 受注者は、打合せ協議の内容の詳細を記載した打合せ記録簿を作成する。

### 第3章 提案内容

#### 第16条(提案内容)

- ・収蔵庫 各部屋の配置・機能
- ・耐震・準耐火・空調設備等を含む文化財保存に係る構造
- ・収蔵資料の活用を図る資料公開スペースの仕様

### 第4章 成果品

#### 第17条(成果品)

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- |  |    |    |
|--|----|----|
| (1) 業務報告書(文化財収蔵庫業務完了報告書及び<br>建築に係る法的書類を含む) | 1式 | 3部 |
| (2) 打合せ記録簿                                 | 1式 | 3部 |
| (3) その他、発注者が必要と認める成果品                      | 1式 | 3部 |
- ※(1)(2)の提出方法は発注者の指示に基づく

### 第5章 その他

#### 第18条(疑義の処理)

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者・受注者双方協議の上、処理するものとする。